

香取広域市町村圏事務組合伊地山クリーンセンター 管理運営基金条例

平成24年 3 月 30 日

条例第 2 号

廃止 平成28年 7 月 8 日条例第12号

(目的)

第 1 条 香取広域市町村圏事務組合伊地山クリーンセンター（以下「伊地山クリーンセンター」という。）に係る清算金の適正な管理を行うため、伊地山クリーンセンター管理運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる金額は、香取広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出予算の範囲内とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、伊地山クリーンセンターの管理運営に要する経費に充てる場合でなければ、これを処分することができない。ただし、預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第 2 項に規定する保険事故が生じた場合において、預金の保全措置として相殺を行うために組合債の償還財源に充てる場合は、この限りでない。

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。